

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日は、その日には、それ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政能力開発課）

◇告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更（公園都市政策課）
指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）

保険薬剤師の登録（保険課）

土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（二件）（タク）

公有水面の埋立ての免許（漁港課）

公有水面の埋立ての免許の出願（タク）

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

個人演説会等を開催することができる施設の指定

狩猟免許試験の実施（森林保全課）

狩猟免許の更新に関する適正検査等の実施（タク）

採石業務管理者試験の合格者（河川課）

砂利採取業務主任者試験の実施（タク）

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。（第四条関係）

区 分	金額	現 行	改 正 後
二十歳以上 の者	鳥取市の地域に居住する者	三、七八〇円	三、八二〇円
	鳥取市の地域外に居住する者	三、三九〇円	三、四三〇円
二十歳未満の者	三、三九〇円	三、四三〇円	三、四三〇円

二 寄宿手当の月額を一万五百円（現行 一万二百円）に引き上げることとした。

（第七条関係）

三 1 この規則は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月十三日

鳥取県規則第三十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千七百八十円」を「三千八百二十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千三百九十円」を「三千四百三十円」に改める。

第七条第二項中「二万二千円」を「一万五百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という）の規定は、平成九年四月一日から適用する。

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第四百十三号
鳥取県土地利用基礎計画を平成九年六月五日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成9年6月13日 金曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年六月十三日

土地利用基本計画図中米子市及び境港市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年六月十三日

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医 療 法 人 社 团 もりもと	東伯郡東伯町大字逢束 一一一〇	訪問看護ステーション ン鈴ヶ野	東伯郡東伯町 大字逢束一一〇六一	平成九年 六月五日

鳥取県告示第四百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山根美知子	鳥薬一〇一三三号	平成九年五月十五日

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井田輝三	米子市大袋三三一
江原孝義	米子市青木九二二一三
江原利喜	米子市青木五四八
田中照	米子市青木一一八一一
松林哲朗	米子市青木一一八一一
三吉孜	米子市青木一一八一一
深田良耕	米子市青木一一八一一
谷口幸	米子市青木一一八一一
加藤仙三	米子市青木一一八一一
山本衆	米子市青木一一八一一
山川守	米子市青木一一八一一
本仙	米子市青木一一八一一
万喜男	米子市青木一一八一一
田実	米子市青木一一八一一
牧令治	米子市青木一一八一一
武雄	米子市青木一一八一一
山川	米子市青木一一八一一
牧田	米子市青木一一八一一
武令	米子市青木一一八一一
雄治	米子市青木一一八一一

平成九年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小林利夫 米子市大袋三四二

長谷川明 米子市青木二三二四

江原薰 米子市青木五九二

横山憲将 米子市青木一一三二

三吉孜 米子市青木八〇〇

松原哲朗 米子市榎原八四三

松浦万喜男 米子市榎原一〇九五一四

岡山一郎 米子市榎原四五一一七

加藤仙三 米子市榎原三〇六

山川守 米子市榎原二〇二

吉本栄 米子市榎原二三七

江原和郎 米子市榎原二二二

高田茂 米子市榎原二二二

前田明徳 米子市榎原四一七

乗本幸智 米子市榎原三二六

平成九年三月二十一日就任

任期四年

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

4

退任した役員の氏名及び住所

久 稔 山 征 隆

就任した役員の氏名及び住所

坂	田	良	二	西伯郡岸本町岸本二二
野	坂	神	本	寿
勝	部	博	史	廣
高	橋	順	祐	勉
小	杉			
福	島			
伊	達			
修	功			
米	子	米	子	西伯郡岸本町岸本二二
子	市	子	市	西伯郡岸本町岸本二二
市	尾	福	万	西伯郡岸本町岸本二二
尾	高	一	三	西伯郡岸本町岸本二二
高	一	八	三	西伯郡岸本町岸本二二
一	七	八	七	西伯郡岸本町岸本二二
七	八			

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

益事	松本昭夫	東伯郡北条町江北六五八
磯江 恵之輔	東伯郡北条町松神八三九	東伯郡北条町江北六五八
前田正雄	東伯郡大栄町六尾四〇九	東伯郡大栄町六尾四〇九
任期四年		

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷村末吉
田中曾恭彦 西伯郡岸本町上細見三五九
山村辰祥 西伯郡岸本町立岩四三
西伯郡岸本町吉定一二七

鳥取県告示第四百十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成九年六月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成九年六月四日認可したので、同条第三項の規により告示する。

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第四百二十号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、尾高

井手土地改良区の定款の変更を平成九年六月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船堀場一五七三一一、一五七三一五、一五七三一一〇、一五七三一二、一五七三一六、一五七三一八及び一五七三一九地内並びに同字一五七三一一、一五七三一一〇、一五七三一一一、一五七三一八及び一五七三一九地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東經一三三度五六分五秒）から二七〇度五〇分〇一秒、五八七・五一メートルの地点
イの地点 アの地点から二三七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点
ウの地点 イの地点から三一七度二八分〇四秒、六〇・〇〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から四七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点

- 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県
鳥取県知事 西尾 邑次
鳥取市東町二丁目二二〇
- 三 埋立区域
(一) 位置
東伯郡泊村大字泊字船堀場一五七三一一、一五七三一五、一五七三一一〇、一五七三一二、一五七三一六、一五七三一八及び一五七三一九地内並びに同字一五七三一一、一五七三一一〇、一五七三一一一、一五七三一八及び一五七三一九地先公有水面
- 四 埋立てに関する工事の施行区域
(一) 位置
東伯郡泊村大字泊字船堀場一五七三一一、一五七三一五、一五七三一一〇、一五七三一二、一五七三一六、一五七三一八及び一五七三一九地内並びに同字一五七三一一、一五七三一一〇、一五七三一一一、一五七三一八及び一五七三一九地先公有水面

- 五 埋立地の用途
(一) 面積
四、六一九・九七平方メートル
- 1 の地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東經一三三度五六分五

次の1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

漁港施設用地

鳥取県告示第四百二十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十
七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課
及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県
鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立区域

鳥取市東町一丁目二三〇

(一) 位置

鳥取郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一三三地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点
とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点から一四八度〇一分四四秒、五七・一四メートルの地点

イの地点 アの地点から一二三度一三分二三秒、一七一・六九メートルの地点

ウの地点 イの地点から二一四度〇八分三六秒、一〇八・一一メートルの地点

エの地点 ウの地点から一二三度一三分二三秒、三一・九〇メートルの地点

オの地点 エの地点から二一四度〇二分一四秒、一一〇・八一メートルの地点

カの地点 オの地点から二九九度一三分二七秒、九六・一六メートルの地点

キの地点 カの地点から三〇四度五八分五五秒、二八・七〇メートルの地点

クの地点 キの地点から三〇七度〇〇分四六秒、一四・一〇メートルの地点

コの地点 ケの地点から三一〇度四四分五二秒、三九・三三メートルの地点

サの地点 コの地点から三四八度一三分二三秒、二五・〇〇メートルの地点

3の地点	2の地点から二二三度一三分二三秒、三・一〇メートルの地点
4の地点	3地点から一二三度一三分二三秒、一三八・四一メートルの地点
5の地点	基点から一六六度四〇分二五秒、三〇三・八四メートルの地点
6の地点	基点から一九二度一八分三九秒、二九・〇五メートルの地点
(三) 面積	一一、二五一・六〇平方メートル
三 埋立てに関する工事の施行区域	
(一) 位置	○六一一三三及び二七〇六一一三三地先公有水面
(二) 区域	次のアの地点からサの地点までを順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点 とを直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点	基点から一四八度〇一分四四秒、五七・一四メートルの地点
イの地点	アの地点から一二三度一三分二三秒、一七一・六九メートルの地点
ウの地点	イの地点から二一四度〇八分三六秒、一〇八・一一メートルの地点
エの地点	ウの地点から一二三度一三分二三秒、三一・九〇メートルの地点
オの地点	エの地点から二一四度〇二分一四秒、一一〇・八一メートルの地点
カの地点	オの地点から二九九度一三分二七秒、九六・一六メートルの地点
キの地点	カの地点から三〇四度五八分五五秒、二八・七〇メートルの地点
クの地点	キの地点から三〇七度〇〇分四六秒、一四・一〇メートルの地点
コの地点	ケの地点から三一〇度四四分五二秒、三九・三三メートルの地点
サの地点	コの地点から三四八度一三分二三秒、二五・〇〇メートルの地点
三七、五五七・六九平方メートル	三七、五五七・六九平方メートル
四 埋立地の用途	四 埋立地の用途
2の地点	1の地点から一二三度一三分二三秒、一・五四メートルの地点
七六メートルの地点	七六メートルの地点
1の地点	船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分〇七秒、東経三四度〇一 分一二秒（以下「基点」という。）から一八〇度四九分〇四秒、一五一・

漁港施設用地及び漁村再開発施設用地

五 出願年月日

平成九年五月六日

鳥取県告示第四百二十三号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会 分会長	鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会 分会長	鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会 分会長	根雨保健所分会長	平成九年五月二十八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 慨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考	
					その他の政黨の団体の支部	民主党の区域を単位とする
民主党鳥取	湯原俊二	福間裕隆	鳥取市東町三丁目一	平成九年三月二十五日	平成九年三月二十一日	
山根まさき後援会	野儀慎二	野儀敏子	倉吉市福山三〇三	平成九年四月一日	平成九年四月三日	
大沢公人後援会	勝田泰昭	倉光功	気高郡青谷町大字楠	平成九年四月八日	平成九年四月四日	
寺谷政経研究会	安田利憲	加藤卓美	日野郡江府町大字宮	平成九年四月十日	平成九年四月九日	
藤田孝義後援会	寺谷誠一郎	長尾厚	日野郡江府町大字江	平成九年四月二日	平成九年四月一日	
坂井徹後援会	大塚和子	綾木悦朗	津二七七	平成九年四月八日	平成九年四月三日	
遠藤重之後援会	川上まり子	八頭郡智頭町大字脳	尾一七八三一八	平成九年四月十日	平成九年四月九日	
吉田文夫後援会	坂井正司	日野郡江府町大字下	市一〇七二一五	平成九年四月二日	平成九年四月一日	
桑本始後援会	吉田秀樹	蚊屋四〇一一二	日野郡江府町大字下	平成九年四月三日	平成九年四月二日	
北野昇後援会	吉田幸子	八〇一九	倉吉市みどり町三一	平成九年四月八日	平成九年四月七日	
村岡洋次	中本武雄	高山伊雄	日野郡江府町大字江	平成九年四月八日	平成九年四月七日	
榎原浩一郎	北野百合子	東伯郡赤崎町大字中	尾一七八〇一七	平成九年四月十日	平成九年四月九日	
七〇一一	村五一〇	東伯郡赤崎町大字砂	原二三〇一一八	平成九年四月十五日	平成九年四月十四日	
平成九年五月七日	平成九年五月七日	東伯郡東伯町大字保	月二十一日	平成九年四月二十一日	平成九年四月二十日	
平成九年五月七日	平成九年五月七日	東伯郡東伯町大字保	月二十三日	平成九年四月二十三日	平成九年四月二十二日	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号		政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。				
公明倉吉総支部	所在地	主たる事務所の名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	政治団体の名称	異動事項
自由民主党鳥取県ときわ会支部	倉吉市中河原五三〇一一	坂下進	野口辰巳	米子市八幡二三二一	自由民主党米子市五千石支部	新
○一二六〇	倉吉市上井町一一	玉田徳男	生田隆志	米子市諏訪二四二一	野口辰巳	旧
月二十八日	平成九年三月二十八日	タ	タ	月二十五日	平成九年三月二十五日	届出年月日
		タ	タ	タ	政黨の支部	備考

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

佐々木ただし後援会	西谷正敏後援会	三好環	佐々木孝
知久馬三子後援会	岸田佳人	山田幸広	日野郡江府町大字洲河崎三三三三一
安藤健己	入江實夫	朝五八六一一	平成九年五月七日
		平成九年五月九日	その他の団体
		タ	タ

自由民主党倉吉市上小鴨支部	代表者の氏名 藏増 昭和	熊谷 一男	平成九年五月十六日	その他の政治団体
西尾ゆうじ後援会	会計責任者の氏名 岡本 忠夫	金地 獅美	平成九年三月二十五日	平成九年四月一日
吉田勤後援会	代表者の氏名 亀井多喜雄	高橋 弘一	平成九年三月二十七日	平成九年四月十四日
日本遺族政治連盟鳥取県本部	会計責任者の氏名 奥平準之助	山本 虎治	平成九年三月二十八日	平成九年五月十四日
平田賢後援会	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 米子市上福原三丁目三一五之一	伊藤 武吉	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
岩崎幸雄後援会	代表者の氏名 谷本 和雄	池本 茂晴	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
鳥取県自治同志会	会計責任者の氏名 谷脇 洋一	澤 徳次郎	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
三谷つたお後援会	会計責任者の氏名 前田 正恭	西尾 一雄	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
三好健後援会	会計責任者の氏名 山根 順一	住野 行宏	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
大和塾鳥取県本部	会計責任者の氏名 才田 葛一	鳥取市賀露町久七	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
福谷きよし後援会	会計責任者の氏名 目三一	鳥取市賀露町一七	平成九年三月三十日	平成九年五月十四日
松田宏後援会	会計責任者の氏名 目五一四五	米子市上福原二二一	平成九年四月一日	平成九年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収入に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

◎政黨の支部

期間 平成7年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党赤崎町支部

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 580,000円

(2) 支出総額 580,000円

2 収入・支出の内訳

報告年月日 平成9年3月21日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 580,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会		1 収入・支出の総額	579,107円	支部
580,000円		2 収入・支出の内訳	600,000円	
(1) 収入の内訳		(1) 収入総額	234,107円	報告年月日 平成9年3月31日
本部又は支部から供与された交付金 に係る収入		ア 前年繰越額	234,107円	
(2) 支出の内訳		イ 本年収入額	345,000円	1 収入・支出の総額
経常経費		(2) 支出総額	295,313円	(1) 収入総額
備品・消耗品費		ア 前年繰越額	111,550円	
事務所費		イ 本年収入額	150,000円	
小 計		(2) 支出の内訳	150,000円	
政治活動費		本部又は支部から供与された交付金 に係る収入		
組織活動費		自由民主党鳥取県支部連合会		
選挙関係費		2 収入・支出の内訳	600,000円	
その他の経費		(1) 収入の内訳	600,000円	
小 計		(2) 支出の内訳	600,000円	
合 計		本部又は支部から供与された交付金 に係る収入		
(うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円)		自由民主党鳥取県支部連合会		
政治団体の名称 自由民主党大栄町支部		2 収入・支出の内訳	600,000円	
報告年月日 平成9年3月25日		(1) 収入総額	417,160円	
1 収入・支出の総額		選挙関係費	82,840円	
(1) 収入総額		小 計	500,000円	
ア 前年繰越額		政治活動費	600,000円	
イ 本年収入額		組織活動費	824円	
600,000円		合 計	150,000円	
政治団体の名称 自由民主党船岡町支部		政治活動費	14,700円	
報告年月日 平成9年3月28日		組織活動費	279,789円	
1 収入・支出の総額		合 計	295,313円	
(1) 収入総額		(うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円)		
ア 前年繰越額		政治団体の名称 自由民主党倉吉市成徳		
イ 本年収入額		政治団体の名称 自由民主党関金町支部		
600,000円		政治団体の名称 自由民主党鳥取県支部		

報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 自由民主党鳥取市稲葉 山支部	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
(1) 収入総額 606,106円			100,000円
ア 前年繰越額 266,106円			
イ 本年収入額 340,000円			
(2) 支出総額 340,000円			
1 収入・支出の総額 173,606円			[寄附の内訳]
イ 本年収入額 13,606円			法人その他の団体からの寄附
(1) 収入の内訳			100,000円
本部又は支部から供与された交付金 に係る収入			
2 収入・支出の内訳			
本部又は支部から供与された交付金 に係る収入			
自由民主党鳥取県支部連合会 に係る収入			
合 計 340,000円			
(2) 支出の内訳			
経常経費			
備品・消耗品費 4,800円			
事務所費 50,000円			
小 計 54,800円			
政治活動費			
組織活動費 285,200円			
合 計 340,000円			
(うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円)			
1 収入総額 0円			
2 支出総額 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 大和塾鳥取県本部	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 100,000円			100,000円
(1) 収入総額 100,000円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 100,000円			
(2) 支出総額 100,000円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
2 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 山脇敏正県政研究所	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 山脇敏正県政研究所	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 山脇敏正県政研究所	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 山脇敏正後援会	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 松濤塾鳥取県本部	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			
報告年月日 平成9年3月31日	政治団体の名称 松濤塾鳥取県本部	2 支出総額 0円	寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)
1 収入・支出の総額			法人その他の団体からの寄附
イ 本年収入額 0円			100,000円
(1) 収入総額 0円			
ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 0円			
(2) 支出総額 0円			
1 収入・支出の内訳			
合 計 0円			

13 平成9年6月13日曜日

(1) 収入の内訳		究所	
個人の負担する党費又は会費 (765人)	2,295,000円	その他	50,000円
寄附 (政党匿名寄附を除く)		小計	750,000円
(内訳別掲)		(2) 支出の内訳	
経常経費		鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦	
個人からの寄附	2,095,000円	人件費	1,550,000円
政治団体からの寄附	750,000円	光热水費	32,430円
小計	2,845,000円	備品・消耗品費	56,245円
寄附合計	2,845,000円	事務所費	2,601,293円
その他の収入		小計	4,239,968円
10万円未満の収入	45,912円	政治活動費	
合計	5,185,912円	組織活動費	2,642,090円
[寄附の内訳]		選舉関係費	1,500,000円
個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)		機関紙誌の発行その他の事業費	
山脇美登里 1,500,000円 鳥取市		岡本武士後援会 吉木正行 清水哲雄	863,032円
その他	595,000円	宣伝事業費	863,032円
政治団体からの寄附		その他の経費	293,492円
(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)		鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦	50,000円
鳥取県歯科医師連盟 300,000円 鳥取市		政治資金規正法 (昭和三十二年法律第二百九十四号) 第十七条第一項の規定に基づいて、政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。	5,298,614円
鳥取県医士連盟 300,000円 鳥取市		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	9,538,582円
山脇敏正県政研 100,000円 鳥取市		平成九年六月十一日	0円

◎政党の支部		
期間 平成8年1月1日～同年12月31日	(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)	(2) 支出の内訳
政治団体の名称 新進党参議院選挙区鳥取県第一総支部	(株)サンマート 500,000円 岩美郡国府町	1 収入総額 0円
報告年月日 平成9年2月28日 (平成9年3月31日解散)	(株)三洋製紙 1,000,000円 鳥取市	2 支出総額 0円
1 収入・支出の総額	ア 前年繰越額 0円	◎その他の政治団体
イ 本年収入額 23,400,000円	電機(株)	期間 平成8年1月1日～同年12月31日
(2) 支出総額 23,400,000円	(株)やまこう建 設設	政治団体の名称 坂井徹後援会
2 収入・支出の内訳	生山礦業(株)	報告年月日 平成9年4月10日 (平成8年12月31日解散)
(1) 収入の内訳	300,000円 日野郡	収入・支出の総額 0円
寄附 (政党署名寄附を除く) (内訳別掲)	日南町	1 収入総額 0円
法人その他の団体からの寄附	沢田建設 300,000円 日野郡	2 支出総額 0円
7,400,000円	日南町	期 間 平成7年1月1日～同年12月31日
政治団体からの寄附	小 計 7,400,000円	政治団体の名称 岡本武士後援会
小 計 5,500,000円	(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)	報告年月日 平成9年4月30日 (平成9年3月31日解散)
寄附合計 12,900,000円	期間 平成9年1月1日～同年3月31日	収入・支出の総額
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	改革国民会議 4,500,000円 東京都千代田区	1 収入総額 0円
新進党本部 10,500,000円	常田たかよし 1,000,000円 烏取市	2 支出総額 0円
合 計 23,400,000円	報告年月日 平成9年3月31日 (平成9年3月31日解散)	期 間 平成8年1月1日～同年12月31日
[寄附の内訳]	未来政策研究会	政治団体の名称 岡本武士後援会
	小 計 5,500,000円	報告年月日 平成9年4月30日 (平成9年3月31日解散)

15 平成9年6月13日 金曜日

鳥取県公報

収入・支出の総額		報告月日 平成9年4月30日 (平成9年3月31日解散)																			
1 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	0円																		
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円																		
期間 平成9年1月1日～同年3月31日		鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅																			
政治団体の名称 岡本武士後援会																					
<p>鳥取県選挙管理委員会告示第117号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の一第一項の規定により告示する。</p> <p>平成九年六月十一日</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大河原農事集会所</td> <td>日野郡江府町大字大河原二四四</td> </tr> <tr> <td>助沢多目的集会施設</td> <td>日野郡江府町大字助沢二三一六</td> </tr> <tr> <td>新町二丁目集会所</td> <td>日野郡江府町大字江尾一九八九一</td> </tr> <tr> <td>下蚊屋多目的集会施設</td> <td>日野郡江府町大字下蚊屋一七九一</td> </tr> <tr> <td>柿原活性化施設</td> <td>日野郡江府町大字柿原二三五</td> </tr> <tr> <td>杉谷活性化施設</td> <td>日野郡江府町大字杉谷五三一一</td> </tr> <tr> <td>富市構造改善センター</td> <td>日野郡江府町大字富市一三三一七</td> </tr> <tr> <td>御机多目的集会施設</td> <td>日野郡江府町大字御机四七〇</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	所在地	大河原農事集会所	日野郡江府町大字大河原二四四	助沢多目的集会施設	日野郡江府町大字助沢二三一六	新町二丁目集会所	日野郡江府町大字江尾一九八九一	下蚊屋多目的集会施設	日野郡江府町大字下蚊屋一七九一	柿原活性化施設	日野郡江府町大字柿原二三五	杉谷活性化施設	日野郡江府町大字杉谷五三一一	富市構造改善センター	日野郡江府町大字富市一三三一七	御机多目的集会施設	日野郡江府町大字御机四七〇
施設の名称	所在地																				
大河原農事集会所	日野郡江府町大字大河原二四四																				
助沢多目的集会施設	日野郡江府町大字助沢二三一六																				
新町二丁目集会所	日野郡江府町大字江尾一九八九一																				
下蚊屋多目的集会施設	日野郡江府町大字下蚊屋一七九一																				
柿原活性化施設	日野郡江府町大字柿原二三五																				
杉谷活性化施設	日野郡江府町大字杉谷五三一一																				
富市構造改善センター	日野郡江府町大字富市一三三一七																				
御机多目的集会施設	日野郡江府町大字御机四七〇																				
<p>鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅</p> <p style="text-align: center;">公 告</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金管理団体の届出をした者</th> <th>公職の種類</th> <th>資 金 管 理 团 体</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>代 表 者 の 氏 名</th> <th>届 出 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺谷誠一郎</td> <td>井谷政経研究会</td> <td>八頭郡智頭町大字芦津二七七</td> <td>八頭郡智頭町大字芦津二七七</td> <td>寺谷誠一郎</td> <td>平成九年四月八日</td> </tr> </tbody> </table>				資金管理団体の届出をした者	公職の種類	資 金 管 理 团 体	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	届 出 年 月 日	寺谷誠一郎	井谷政経研究会	八頭郡智頭町大字芦津二七七	八頭郡智頭町大字芦津二七七	寺谷誠一郎	平成九年四月八日						
資金管理団体の届出をした者	公職の種類	資 金 管 理 团 体	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	届 出 年 月 日																
寺谷誠一郎	井谷政経研究会	八頭郡智頭町大字芦津二七七	八頭郡智頭町大字芦津二七七	寺谷誠一郎	平成九年四月八日																
<p>鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号</p> <p>公職選挙法（昭和二十五年法律第二百六十一条第一項第一号に規定する個人演説会等を開催するがござる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定によつて告示する。</p>																					
<p>1 受験対象者 鳥取県内に住所を有し、狩獵免許を受けようとする者で、法第六条各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>2 察期日等</p>																					

鳥取県公報

平成9年6月13日

実施期日	時間	場所
平成9年8月4日(月)	午前9時30分から	倉吉市東巣城町2 中部総合事務所 第3会議室ほか
平成9年8月18日(月)	午前9時30分から	米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所 第12会議室ほか

平成9年9月16日(火)

午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 県庁職員会館 第2会議室ほか
-----------	----------------------------------

(注)受験申し込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣保護及び狩猟に関する法令、獵具及び鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験(獵具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料4,800円(法第7条第3項後段の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあっては、3,500円)
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成9年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

- (1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成9年7月22日(火) から同月25日(金)まで のいずれかの日	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂	鳥取市、岩美郡 又は気高郡に住 所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成9年8月6日(水) から同月8日(金)まで 及び同月20日(水)の、 いずれかの日	午前9時から 80 郡家町中央公民館大集 会室ほか	八頭郡郡家町大字宮谷 有する者	八頭郡に住所を 有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成9年7月29日(火) から同年8月1日(金) までの、いずれかの日	午前9時から 室	倉吉市東巖城町2 中央総合事務所大会議 室	倉吉市又は東伯 郡に住所を有す る者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成9年7月9日(水) から同月11日(金)まで、 同月14日(月)及び同月 15日(火)のいずれかの日	午前9時から 西部総合事務所講堂	米子市糀町一丁目160 又は西伯郡に住 所を有する者	米子市、境港市 又は西伯郡に住 所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成9年7月17日(木)、 同月18日(金)及び同月 22日(火)のいずれかの 日	午前9時から 1 日野総合事務所大会議 室	日野郡日野町根雨140- 有する者	日野郡に住所を 有する者

3 講習

(1) 科目

ア 烏鵲保護及び狩猟に関する法令
イ 烏鵲の判別

ウ 強具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 更新申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したも

の1枚

(2) 筋砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

6 申込期間

鳥取地方農林振興局管内 平成9年7月14日(月)まで
八頭地方農林振興局管内 平成9年7月29日(火)まで
倉吉地方農林振興局管内 平成9年7月22日(火)まで
米子地方農林振興局管内 平成9年7月1日(火)まで
日野地方農林振興局管内 平成9年7月9日(水)まで

7 狩猟免許手数料及びその納付方法

平成9年6月13日曜日

鳥取県公認

	試験科目	試験時間
(1) 狩猟免許手数料 2,600円 (2) 納付方法	ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2時間
（1）に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙は り付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。		
8 その他		
詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。		
平成9年6月3日に実施した第26回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。		
平成9年6月13日		
鳥取県知事 西 尾 邑 次		
小 林 泰 明 牧 田 亨 棚 谷 勝 彦 村 口 廣 美 小 川 整 酒 井 誠 三 郎 蓮 佛 弘 司 白 水 章 友 沢 尾 健 治 細 谷 盛 久 岩 田 治 橋 本 恒 木 井 浩 二 郎 吳 島 声 仁		
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成9年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施すること。		
平成9年6月13日		
鳥取県知事 西 尾 邑 次		
1 試験科目及び試験時間		
（1）受験願書を提出した者には、受験票を交付する。 （2）受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。		
5 その他		
（1）受験願書を提出した者には、受験票を交付する。 （2）受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。		